

ニッコングループ人権方針

ニッコングループ人権方針（以下「人権方針」という）は、「ニッコングループサステナビリティ方針」に基づいた人権に関する方針として、ニッコングループ全ての事業活動における基盤となるものです。私たちは、事業を行う中で、直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、事業に関わるすべての人々の人権を尊重するため、この人権方針を定め、人権の取り組みを推進し、継続的な改善を実行しながら、持続可能な社会の実現に貢献していきます。

【適用範囲】

当方針は、ニッコングループのすべての役員と従業員に適用します。また、ニッコングループは、自社サービスに関わるすべての取引先に対して当方針を理解し支持することを期待し、サプライチェーン全体で人権の尊重に取り組んでいきます。

【人権の尊重】

ニッコングループは「国際人権章典（世界人権宣言・国際人権規約）」、国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」をはじめとした人権に関する国際規範に基づき、責任ある事業活動を推進していきます。

【人権デューデリジェンスの実施】

人権尊重の責任を果たすため、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し実践します。ニッコングループのサービスが社会に与える人権への負の影響を予防的に把握し、未然防止および軽減を図るように努め、それらの効果の検証を継続的に実施します。

【事業活動に関わる人権課題】

① 差別・ハラスメントの排除

個人の人権と多様性（ダイバーシティ）を尊重します。また、国籍・人種・性別・年齢・宗教・思想・出自・性的指向・性自認・疾病・障がいの有無・雇用形態等に基づく、あらゆる差別やハラスメントを禁止します。

② 強制労働・児童労働の禁止

強制労働、奴隷労働、児童労働および人身売買による労働を一切認めません。

③ 安全・安心で健康的な労働環境の整備

安全かつ衛生的で従業員が安心して働ける職場環境を整備し、従業員の心身の健康保

持・増進を支援します。

④ 適切な賃金支払いおよび労働時間の管理

各国および地域の法令を遵守し、適正な賃金の支払い、適正な労働時間管理を含む責任ある労働慣行を行います。

⑤ 地域社会への影響

事業活動を行う国や地域において人権に影響を及ぼす可能性があることを認識しています。事業活動を行う国・地域の法律や、国際的な取り決めに定められた先住民および地域住民の権利や文化を尊重し、人権侵害およびそれを助長することがないように取り組みます。

【救済・是正】

事業活動により人権への負の影響を与える可能性が明らかになった場合には、正当なプロセスを通じてその救済と是正に取り組みます。また、それら人権への負の影響をより広く特定し、防止・軽減に取り組むために、社内外のステークホルダーが利用可能な窓口を設置し、匿名性を確保するとともに相談者が報復などの不利益を被ることがないように運用します。

【教育・研修】

人権方針をすべての事業活動に浸透させ、確実性を持って実行していくため、ニッコングループのすべての役員および従業員に対して、必要な教育および能力開発を行います。

【情報開示】

人権方針の遵守状況を継続的に取締役会において監督し、必要に応じて改善していきます。ニッコングループは、各種コミュニケーション手段を通じて、人権方針の浸透に向けた取り組みの進捗状況や人権尊重の促進に向けた取り組みを開示し、透明性の確保を行います。

2025 年 6 月

ニッコンホールディングス株式会社